

令和7年執行 参議院青森県選挙区選出議員選挙 候補者関係書類一覧（提出先、事前審査を行う場所等）

区分	様式番号	様式名	提出の 要否	提出時期	提出先	事前審査を行う場所	備考
立候補届出関係 （本人届出）	様式1	候補者届出書	◎	立候補の届出をするとき （公示日：17時まで）	選挙長事務取扱場所 （7/3の場合：県庁西棟8階889会議室）	県選管選挙G	
		供託証明書	◎				戸籍名で供託してください（通称では供託しない）
	様式2	宣誓書	◎				
	様式3	所属党派証明書	△				無所属の場合は不要
		戸籍の謄本又は抄本	◎				
		住民票（抄本）	◎				候補者の住所確認用
	様式4	通称認定申請書	△				希望者のみ（説明資料を添付）
	参考様式	候補者届出事項の異動届出書	△	届出事項に異動があったとき			（例）現職市町村長等が参院選の立候補届出が受理されたことにより、自動失職となり、職業に異動があったとき
選挙運動関係	様式9	選挙事務所設置届出書	△	選挙事務所を設置したとき直ちに	①県選管：選挙長事務取扱場所（公示日翌日以降は県選管選挙G） ②選挙事務所所在地市町村選管	県選管選挙G	異動時は異動届出書（様式10）が必要
	様式11	出納責任者選任届	◎	出納責任者を選任したとき直ちに	県選管：選挙長事務取扱場所（公示日翌日以降は県選管選挙G）	県選管選挙G	異動時は異動届出書（様式12）、職務代行時は職務代行届出書（様式13）が必要
	様式14	（報酬を支給する選挙運動のために使用する者の）届出書	△	車上運動員等に報酬を支払おうとするとき、使用する前に	県選管：選挙長事務取扱場所（公示日翌日以降は県選管選挙G）	県選管選挙G	届出をしていない者に報酬を支払うことはできない。なお、テレビ局に持込む政見に手話通訳を付し、当該手話通訳者に報酬を支給するときも届出が必要（報酬の支給は、本届出後に行うこと）
	様式15	選挙公報掲載申請書	△	選挙公報の掲載を申請するとき （公示日及び公示日の翌日の17時まで）	県選管：選挙長事務取扱場所（公示日翌日以降は県選管選挙G）	県選管選挙G	【電子データにより提出する場合】①立候補予定者説明会で配布したCD－R（選挙公報データ、写真データ、音声読み上げ対応用選挙公報データ）入）、②確認作業用選挙公報原稿（紙に原寸大で印刷したもの）、③点字広報作成用写し（ふりがな・掲載順を記載したもの）を添付。 【紙により提出する場合】原稿用紙（掲載文を貼ったもの）、写真、点字公報作成用写し（同上）を添付。 ・修正時は修正申請書（様式16）、撤回時は撤回申請書（様式17）が必要 ※ 事前審査が完了したものは、そのまま受け取りますので、公示日に提出する必要はありません
	様式18	選挙運動のために頒布するビラについて（届出）	△	ビラを頒布するとき	県選管：選挙長事務取扱場所（公示日翌日以降は県選管選挙G）	県選管選挙G	ビラ1種類につき見本2部添付
	様式19	個人演説会開催申出書	△	公営施設で個人演説会を開催しようとするとき、開催の2日前まで	公営施設所在地の市町村選管		
		候補者用通常葉書使用証明書	△	無料葉書の交付を受け、又は手持の葉書に選挙用の表示を受けるとき	青森中央郵便局		立候補届出受理後に交付される
		選挙運動用通常葉書差出票	△	選挙運動用通常葉書を差し出すとき	特定の郵便局（青森中央郵便局に確認）		立候補届出受理後に交付される
		新聞広告掲載証明書	△	新聞広告を掲載しようとするとき（無料）	新聞社		立候補届出受理後に交付される
		選挙運動費用収支報告書	◎	☆1回目：選挙の期日から15日以内 ☆2回目以降：期限後の寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内	県選管選挙G		領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付
立会人関係	様式5	選挙立会人届出書	△	選挙会に立ち会わせるとき。 ※選挙の3日前の17時まで	選挙長事務取扱場所（公示日翌日以降は県選管選挙G）	県選管選挙G	選挙立会人の承諾書（様式6）を添付
	様式7	開票立会人届出書	△	開票に立ち会わせるとき。 ※選挙の3日前の17時まで	開票立会人を届出しようとする市町村選管		開票立会人の承諾書（様式8）を添付
選挙公営関係 （政見放送以外）	公営様式1	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	△	選挙運動用自動車の契約をしたとき	県選管総務・行政G		契約書等の写しを添付 届出後、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたときは、自動車燃料代確認申請書（公営様式4）を県選管に提出し、自動車燃料代確認書（公営5）の交付を受ける
	公営様式2	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	△	選挙運動用自動車を使用したとき（自動車）	業者		供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書（公営様式3）、請求内訳書（公営様式3内訳）に本証明書を添付して県選管に請求
	公営様式6	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	△	選挙運動用自動車を使用したとき（燃料）	業者		供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書（公営様式3）、請求内訳書（公営様式3内訳）に、本証明書、自動車燃料代確認書（公営様式5）、給油伝票の写しを添付して、県選管に請求
	公営様式7	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	△	選挙運動用自動車を使用したとき（運転手）	業者		供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書（公営様式3）、請求内訳書（公営様式3内訳）に本証明書を添付して県選管に請求
	公営様式8 公営様式13 公営様式18 公営様式23 公営様式28 公営様式33	契約届出書（通常葉書作成、ビラ作成、選挙事務所用立札看板、自動車等取付用立札・看板、個人演説会場用立札・看板、ポスター）	△	契約をしたとき	県選管総務・行政G	※公費負担の書類については、公示日前の事前審査は行いません	契約書等の写しを添付 届出後、納品を受けたときは、確認申請書（公営様式9、14、19、24、29、34）を県選管に提出し、確認書（公営様式10、15、20、25、30、35）の交付を受ける
	公営様式11 公営様式16 公営様式21 公営様式26 公営様式31 公営様式36	作成証明書（通常葉書作成、ビラ作成、選挙事務所用立札看板、自動車等取付用立札・看板、個人演説会場用立札・看板、ポスター）	△	作成したとき	業者		供託物没収とならなかった場合、業者は、請求書（公営様式12、17、22、27、32、37）に、本証明書、確認書（公営様式10、15、20、25、30、35）を添付して県選管に請求
	政見様式1 政見様式2	政見放送申込書 経歴書	△	政見放送を申込むとき （公示日前は供託後申込み可能。公示日は17時まで）	各放送局		・政見放送については、各候補者が①各放送局収録、②持込み、③NHKでのみ収録、のいずれかから選択することとなりますが、②持込みについては、一定の要件を満たす政党等に係る候補者のみができます。持込む場合には、録画ディスク等の作成に係る公費負担の適用がある場合があります（関係様式：政見様式8～10） ・音声機能等に障害のある候補者が録音物を使用したい場合は、録音物使用申請書（政見様式6-1）の提出が必要です ・その他詳細は、各放送局にお問い合わせください
	政見様式3 政見様式4	五人要件文書 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書	△	公示日の17時まで	県選管選挙G	県選管選挙G	持込みを選択した候補者が本文書の提出を省略できる場合がありますので、提出が必要かどうかは事前に県選管までお問い合わせください。なお、提出が必要な場合は、必ず県選管の事前審査を受けてください
	政見様式5	政見放送手話通訳士派遣申込書	△	政見放送の申込み後、できるだけ速やかに	一般社団法人青森県ろうあ協会		政見放送において放送局収録を選択し、かつ、政見放送に手話通訳を付するとき。詳細は、一般社団法人青森県ろうあ協会（青森市筒井字ハツ橋7－9。電話017-728-2279（火曜日休））にお問い合わせください
	政見様式8	契約届出書（政見放送用録音・録画作成）	△	契約をしたとき	県選管総務・行政G		※公費負担の書類については、公示日前の事前審査は行いません
	政見様式9	証明書（政見放送用録音・録画作成）	△	作成したとき	業者		業者は、請求書（政見様式10）に、本証明書を添付して県選管に請求（本様式は、政見放送用録音・録画を放送局に持ち込むことのできる政党等の候補者が、持込み用の政見放送用録音・録画を作成したした場合に必要な様式です）
政見放送							業者は、請求書（政見様式10）に、本証明書を添付して県選管に請求（本様式は、政見放送用録音・録画を放送局に持ち込むことのできる政党等の候補者が、持込み用の政見放送用録音・録画を作成したした場合に必要な様式です）

※ 看板や拡声器を設置した選挙運動用自動車の設備外積載許可申請の手续及び選挙事務所の看板の設置に係る道路使用許可申請の手续については、最寄りの警察署にお問い合わせください。